

6 区域見直しに伴う措置

経過措置

一定の経過措置期間（1年6ヶ月）を設け、その期間内に住宅防音工事又は機能復旧工事を希望された方々に対し区域見直し後もこれまでと同様に防音工事を助成

住宅防音工事

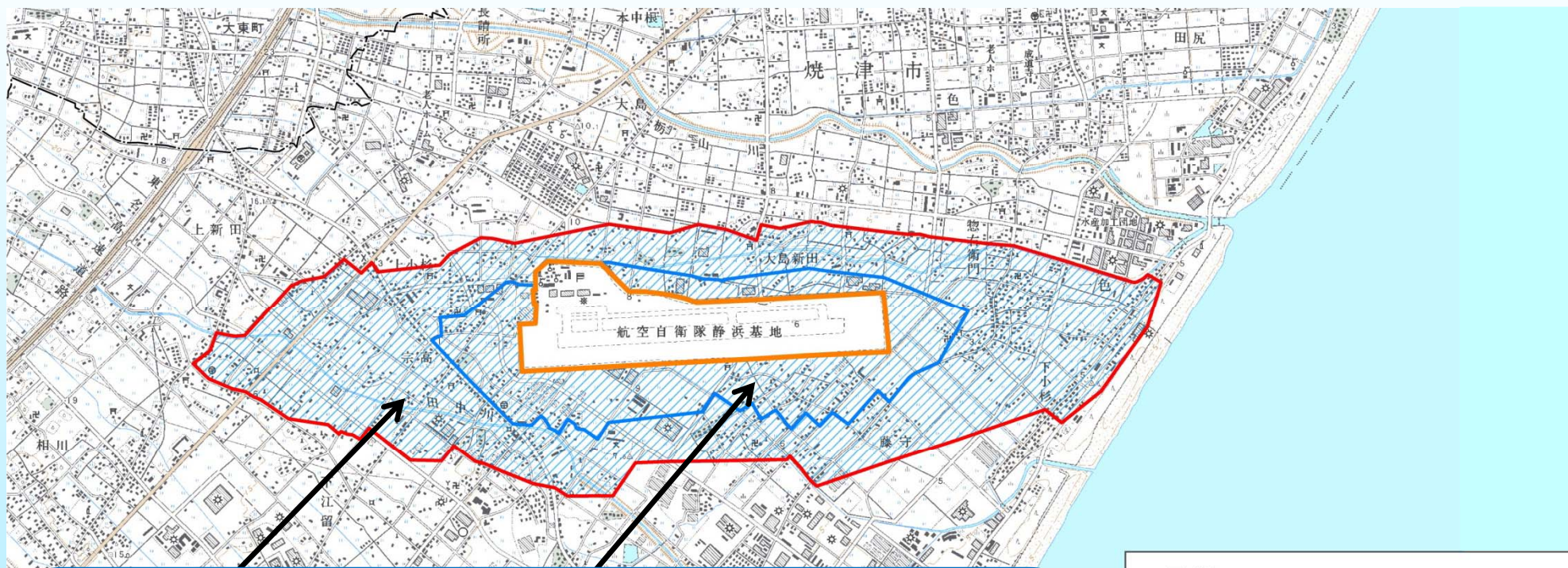
昭和60年3月18日までに建設された住宅を対象として平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

機能復旧工事

防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具のうち、工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で機能復旧工事の助成を行います。

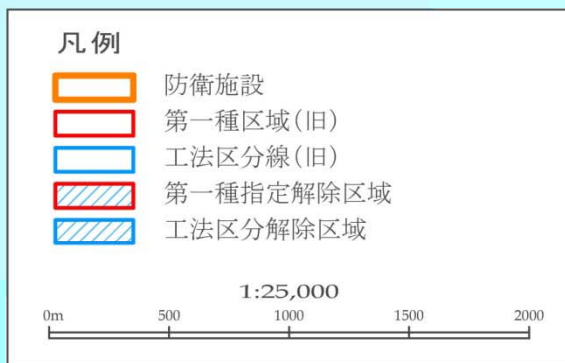
なお、平成25年8月1日以降は希望届の受付はできなくなりますので、ご注意ください。

指定解除する住宅防音工事対象区域



経過措置（対象は青斜線部分です。）

今回解除する第一種区域（青斜線部分）において、昭和60年3月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で住宅防音工事等の助成を行います。



各区毎の拡大図は別紙のとおりです。より詳細な対象区域図（縦覧図）は、浜松防衛事務所に備え付けています。